別表六の二(八)の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「いう」の次に「。次号及び第４号において同じ」を加え、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同表の記載要領に次の11号を加える。

「割　増　前　税　額　控　除　割　合

3　$\frac{12}{100}+((7)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$　⑽　の欄は、連結親法人事業年度が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「８又は」及び「0.3又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は9.4」及び「又は0.35」を消すこと。

(0.12未満の場合又は(5)＝０の場合は0.12)　」

4　「(7)＞８％又は(7)＞9.4％の場合　⑸」の欄は、連結親法人事業年度が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(7)＞８％又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(7)＞9.4％」を消すこと。

別表六の二(八)付表の表中「特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(八)「3」}}{\text{別表六の二(八)「1」}}$ / 各連結法人における特別試験研究費対象金額（別表六の二(八)付表「1」)×(3)」を「特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$ / 各連結法人における特別試験研究費対象金額（別表六の二(九)付表「1」)×(3)」に、「割増前個別税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{8}{100})\times0.3$ (0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12)」を「割増前個別税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$ (0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12)」に、「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「20」)×$\left(\frac{(5)}{(6)}\text{又は}\frac{(15)}{(16)}\right)$」を「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」)×$\left(\frac{(5)}{(6)}\text{又は}\frac{(15)}{(16)}\right)$」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「平成31年４月１日」を「令和３年４月１日」に、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に、「100分の８を超える場合」を「100分の9.4を超える場合又は連結親法人事業年度が令和３年４月１日前に開始した各連結事業年度において同欄に記載された割合が100分の８を超える場合」に改め、同第12号及び第四号中「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同第五号中「「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「20」)×$\left(\frac{(5)}{(6)}\text{又は}\frac{(15)}{(16)}\right)$ ⑰　を　」」を「「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」)×$\left(\frac{(5)}{(6)}\text{又は}\frac{(15)}{(16)}\right)$ ⑰　に改め、同号(2)中「平成31年４月１日」を「令和３年４月１日」に、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に、「100分の８を超える場合又は」を「100分の9.4を超え、若しくは同表「9」の欄に記載された割合が100分の10を超える場合又は連結親法人事業年度が令和３年４月１日前に開始した各連結事業年度において、同表「7」の欄に記載された割合が100分の８を超え、若しくは」に改め、同号を同第六号とし、同第四号の次に次の１号を加える。

「割　増　前　個　別　税　額　控　除　割　合

5　$\frac{12}{100}+((9)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$　⑿　の欄は、連結親法人事業年度が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「８又は」及び「0.3又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は9.4」及び「又は0.35」を消すこと。

(0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12)　」

別表六の二(八)の記載要領中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の９第１項若しくは第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する租税特別措置法第68条の９第５項各号又は第６項第１号若しくは第２号に掲げる連結事業年度において適用を受ける場合に限る。)又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「又は第４項」を「若しくは第４項」に改める。

別表六の二(八)の(7)を削る。

別表六の二(八)付表の表中「当期税額控除額（別表六の二(八)「14」)」を「当期税額控除額（別表六の二(九)「14」)」に、「(5)のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る当期税額控除額 ((5)と別表六の二(八)「6」のうち少ない金額)」を「(5)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る当期税額控除額 (((5)－(6))と別表六の二(八)「7」のうち少ない金額)」に、を